

砂川市訓令第56号

令和4年10月18日

砂川市国民健康保険一部負担金免除等実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市国民健康保険一部負担金免除等実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市国民健康保険一部負担金免除等実施要綱（令和3年訓令第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「という。）が」の次に「、当該世帯について」を加え、「その者に対し、原則」を「国民健康保険の被保険者である当該世帯主又は世帯員（以下「世帯主又は世帯員」という。）に対し、原則」に、「その者に対し、6月」を「世帯主又は世帯員に対し、6月」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年10月18日から施行する。